

教育委員会 2月臨時会
教育長報告（1）

臨時代理の報告について

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

2012年（平成24年）2月2日提出

藤沢市教育委員会
教育長 佐々木 柿己

臨時代理書

緊急やむを得ない事情があるので、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、県費負担教職員の処分について、次のとおり臨時に代理する。

2012年（平成24年）1月27日

藤沢市教育委員会
教育長 佐々木 柿己

提出する議案

別紙のとおり

参 考

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則 抜粋
(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、前条各号（次条各号に規定する事項を除く。）に掲げる事項の処理について、緊急やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理した場合において、当該代理に係る理由が緊急やむを得ない事情によるものであるときは、次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

県費負担教職員の処分について

県費負担教職員の処分について，次のとおり決定する。

2012年（平成24年）1月27日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

処分の内容

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは，県費負担教職員の処分について決定する必要がある。本議案は，藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項により教育長が専決する事案であるが，特に重要と認められたため定例会議に提出する。

参 考

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則 抜粋

（専決）

第4条 教育委員会は，次に掲げる事項を教育長に専決させるものとする。ただし，教育長において特に重要若しくは異例に属するものと認められたとき又は委員会において要求があったときは，この限りでない。

(1) 校長及び教頭を除く県費負担教職員の任免，分限及び懲戒その他の進退の内申を行うこと。